



一般社団法人

東京都個人タクシー協会 会報

乗って安心個人タクシー

平成30年 新年賀詞交歓会

スピードと変化が求められる二年 法個一体となつて乗り切る決意で

1月16日(火)午後4時から、ホテルグランドパレス「白樺の間」にて、平成30年新年賀詞交歓会が開催されました。会長および来賓の方々からいただいた挨拶を、ご紹介します。

キャリアパスとしての
個人タクシーの姿に期待
(社)東京ハイヤータクシー協会会長

川鍋 一朗 氏

運転手の



重要な選択が迫られる 個人タクシーの皆様へ
変化の年を迎えて 3つのお願い
重大交通事故の
更なる減少のために

(社)東京都個人タクシー協会会長

秋田 隆

国土交通省関東運輸局長

河田 守弘 氏

警視庁交通部参事官

下田 進一 氏

今年のタク

シー業界は、
IT機器の発
達やAI等の



新年を迎

え、お願いす
べきことを3
点申し上げ



社会の高齡

化等により交
通事故の抑止
環境が厳しく



開発により決済、受注、配車方法などが大きく変わることが予想されます。さらに様々な実証実験が行われ、今年には相乗りタクシー、プライベートリムジン等の実証実験が行われる予定です。また、国土交通省より個人タクシーの若返りが望まれており、譲渡譲受の確実な成立、早急な高齢化対策が必要です。平成30年は変化の年、重要な選択が必要な年だと思えます。行政の皆様をはじめご来賓の皆様のご指導を宜しくお願いします。

まず、1点目は特措法です。確実な実行をお願いします。2点目は活性化の取り組みについてです。東京では今後訪日外国人旅行者を中心とした多くの方々が訪れます。これらの輸送需要に對し、確に取組むことが非常に重要と考えます。3点目は、安全・安心の確保です。昨年は残念ながら重大な事故や違反が続きました。公共交通機関の最大の使命である輸送の安全確保に、引き続きご協力を宜しくお願い致します。

確なる中、「ライトオン16キャンペーン」等に「協力いただき、抑止対策に取り組みましたが、残念ながら都内の交通事故は前年と比較して増加をしてしまいました。交通事故では多くが交通ルールを守らないことが原因のもので、改めてタクシーを運行する際の防衛運転や平素の生活で交通ルールの遵守をご協力いただき、公共交通機関と利用者

も共に取り組んでいくべきです。今年も共に頑張りましょう。

都内個人タクシー現況 (平成30年1月1日現在)
許可事業者数 13,027名 (前月比 -40名)
(特別区、武三12,606名 北多摩158名 南多摩263名)
傘下事業者数 12,751名 (前月比 -52名) (うち女性90名)
(特別区、武三12,332名 北多摩157名 南多摩262名)
※集計方法は運輸行政と異なります。

第38回 理事会の焦点

勝負の年、変化の年

開催日時 1月16日(月)午後2時

場所 ホテルグランドパレス「亀の間」

決議事項

- ① 接客マナー・コンテスト(準本選会)の実施に関する件
- ② 「行政との意見交換会」(関東支部主催)に関する意見・要望事項に関する件
- ③ 会員の処分(案)承認の件

新年最初となる理事会にて、秋田会長から冒頭に次のような挨拶がありました。

新しい変化に迅速な対応を

現在、タクシー業界全体で色々と新しいメニューに取り組んでいるところであり、様々な実証実験が行われています。今年も1月22日から相乗りタクシー、プライベートルームジンの実証実験が始まります。こうした新しいメニューを実践するにはスマホやタブレット等を駆使しなければいけません。我々もそれに遅れをとらないよう、ついて行くことができるかが問われています。

法人業界とのコミュニケーション

最近では、個人タクシーを目指す人が減少傾向にあり、大変危惧しています。そこ



ご招待するなど、今後コミュニケーションを密にとっていただけるよう、各団体にお伝えさせていただきたいと思っております。

個人タクシー業界の取り組みについて

国土交通省と打ち合わせを重ね、「個人タクシー業界が今後取り組む事項」をまとめました。利便性の向上や安全の確保、若返りに向けたリクルート活動等、取り組む内容を決め、さらに2020年までの具体的な目標値を定めています。

この事項は東京都だけでなく、全国的な取り組みとして進めていきたいと思っております。今後も内容に追加や変更があるかもしれませんが、ぜひ積極的にご協力いただけるよう、お願い致します。

その後の審議にて、決議事項は原案通り可決承認されました。

平成29年度 協会長表彰

他の模範となる

事業者として

1月16日(火)に開催された新年賀詞交歓会の席で「平成29年度東京都個人タクシー協会会長表彰」が行われ、代表者が秋田会長より表彰状を授与されました。協会会長表彰とは、個人タクシー事業者としての社会的使命を自覚し、長年にわたって模範的な営業を続けてきた事業者を顕彰するものです。今年度は49名(東京都個人タクシー協同組合22名、日個連東京都営業協同組合27名)が受賞となりました。東京都個人タクシー協同組

交通被害者 支援賛助金を贈呈

本年度も(公財)交通遺児等育成基金への賛助金贈呈が、新年賀詞交歓会の席で行われました。交通遺児等育成基金は、自動車事故で家族を失った子供たちを19歳まで支援する制度であり、多くの子供たちの生活が保障される大変意義のある基金です。贈呈の場では自動車事故対策機構東京主管支所の大森勝支所長から本協会に、財団の活動への理解と援護に対する感謝状が贈られました。

一般社団法人東京都個人タクシー協会



大森支所長(左)と秋田会長(右)



表彰状を受け取る伊藤さん(葛飾第二支部)

合・葛飾第二支部 伊藤良平さんが表彰状と副賞を代理受領すると、会場は盛大な拍手に包まれました。

「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーン

マスターズ制度の普及と感謝の思いを込めて

昨年12月1日から21日までの3週間にわたり関東支部との共催で行われた「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンの抽選会が、1月16日に行われました。

年末恒例の「個人タクシー利用者感謝の日」キャンペーンは、利用者の皆様へ感謝の気持ちを表すとともに、個人タクシー業界で取り組んでいるマスターズ制度（優良個人タクシー事業者認定制度）の普及と広報を兼ねたイベントです。毎年12月3日、個人タクシーの日に合わせて行われており、東日本大震災や熊本地震等の災害被災地復興支援の一助とする賞品を用意しました。

期間中は、マスターズ制度参加者が協力をして29万7500枚の応募ハガキの

配布を行いました。今年度の応募総数は1万1601通、応募率は3.9%（東京3.76%）となりました。その応募ハガキの多くには、個人タクシーへの感謝や激励の言葉が添えられていたということです。

抽選会は冒頭、関東支部の伊藤執行専務よりキャンペーン概要と抽選応募の説明がされ、その後会長・副会長をはじめ関東支部の副支部長、各県協会会長が抽選箱より応募ハガキの抽選を行い、「マスター賞」15名と「ふたつ星賞」4名の当選を決定しました。後日行われた事務局による抽選と合わせて715名のお客様と415名の事業者の当選となりました。

マスターズ制度参加事業者への副賞として、「マスター賞」「ふたつ星賞」を当選

された方のご利用になった個人事業者にも後日事務局における確認の後、ディスプレイリゾートペアチケット等の贈呈があります。また「ひとつ星賞」については、当選されたお客様のご利用になった個人事業者の中から公正に抽選を行い、副賞を贈呈します。

■当選商品と当選者数（お客様）

- ★マスター賞
 - JTB旅行券 15名
 - 10万円相当
- ★ふたつ星賞
 - 東北九州特産品（産地直送）
 - 1万円相当 20名
 - 5千円相当 30名
 - 3千円相当 50名
- ★ひとつ星賞
 - タクシーカード（500円） 600名



抽選を行う秋田会長

キャンペーン応募状況

応募方法	東京都	他地域	合計
応募用紙	8,861	2,606	11,467
普通ハガキ、封書等	111	23	134
合計	8,972	2,629	11,601

個タク制度の危機 真面目な事業者 迷惑千万

なぜ法を守れない 本当にいいのか! このままで!!

NO! 飲酒運転 NO! ひき逃げ

一般社団法人 東京都個人タクシー協会

計報

*12月

氏名	所属団体	享年	病名
川崎 忠勇	(東個協 荒川)	76	心不全
小貫 利行	(東個協 葛飾第二)	66	胆管癌
雨宮 将美	(東個協 北)	69	心筋梗塞
後藤 五一	(東個協 渋谷)	66	心不全
寺崎 健二	(東個協 武三)	68	肝細胞癌
高安 文雄	(東個協 豊島)	69	食道癌
渡邊 安廣	(東個協 新東京)	76	不明
山田 英幸	(都営協 足立)	56	不明
大柴 高見	(都営協 新東京)	72	肺癌

■行政処分状況

平成29年12月分

処分日	氏名	処分内容(車両停止)	違反事項	違反概要	点数
12月12日	千葉房男	10日車	運輸規則第2条第2項	接客不良	1点
12月12日	小山敏一	5日車	車両法第48条他	定期点検整備の未実施他	1点

■不適正営業集計表（街頭営業適正化指導規程）

(件)

発生日	警告事案	処分事案	処分事案(加重)	合計
平成29年11月	22	0	0	22

■処分事案対処報告書（街頭営業適正化指導規程）

平成29年12月報告分

会員	団体名	氏名	発生日	発生場所	対象行為	加重	処分内容
都営協	小岩支部	K・S	H29.9.16	港区新橋2-7	乗禁地区営業	加重	表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め
都営協	第一事業団支部	S・M	H29.10.10	新橋駅東口吉野家前	進入禁止無視		表示灯使用停止 換金停止 無線配車止め

※処分事案は会員団体に処分を要請し、平成29年12月中に処分内容の報告があったもの

※加重とは、処分事案としての処理が2回目以降となる場合です

■会員の処分等に関する規則に基づく処分状況

会員	団体名	氏名	発生日	対象行為	処分内容
東個協	品川第二支部	I・M	H29.12.11	無車検運行(9日間で6日間)	過怠金8万円

あおり運転は道交法違反

運転中、前方を走行する車両に対し、車間距離を極端に詰めて道を譲るように強要する、猛スピードで追い回す、ハイビームやパッシング、並走しての幅寄せで威嚇するなどの悪質な「あおり運転」が社会問題となっており、

一方、当協会には、深夜の幹線道路において、一般車、同業者、トラック運転手から、個人タクシー事業者の「あおり運転」等の苦情が多数寄せられており、特に利用客を降ろした後、営業場所に戻るための帰り道で多く通報される傾向が見受けられます。

「あおり運転」は、道路交通法違反であり、車を使って暴行事件を起こすなどして将来的に事故を発生させる可能性があるかと判断した運転者に対しては、交通違反による点数の累積がなくとも最長180日間の免許停止ができる道交法の規定を適用される場合もあり、さらに「あおり運転」によって交通事故を引き起こし、相手や第三者を死傷させた場合には、「危険運転致死傷罪」が適用される可能性がありますので、絶対にやめましょう。

○車間距離不保持違反

【一般道】

違反点数 1点

反則金 6000円

【高速道路等】

違反点数 2点

反則金 9000円

感謝の手紙

東協協・北多摩支部
蕪木 栄福さんへの感謝の言葉



都立多摩総合医療センターから、病院の帰りに乗らせていただきました。乗ってすぐの挨拶がとても丁寧な口調で驚いて、「いつも乗るタクシーと違う!」と思わせてくれました。その後も道順の確認、降車時の挨拶と、全てが素晴らしかったです。道中の新しく出来た道も良く知っていらっしやって、安全な最短ルートを選択してくださいました。本当にありがとうございます。

短い距離だったにも関わらず、接客対応、運転操作も大変良く、気持ちよく帰宅することができました。

また乗りたいと思えたタクシーでした。

「よかった」と感じていただけることが、個人タクシーの未来へとつながります。一人ひとりの心構えで、個人タクシーを利用していたただくお客様をこれからも増やしていきたいでしょう。



必ず受ける健康診断



再検査も徹底しよう

一般社団法人東京都個人タクシー協会

東京マラソン 2018 警視庁より 開催に伴う交通規制について

来る2月25日(日)の「東京マラソン2018」開催による大規模な交通規制が実施されます。コース及びコース直近の道路は、長時間車両の通行が禁止されます。車両を利用される場合は、ホームページ等で通行推奨ルート、主な通行可能ルート、首都高速道路(一部入口規制あり)をご利用ください。当日の交通規制、迂回については現場警察官の指示に従い、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

交通規制に関するお問い合わせは警視庁ホームページ まで
<http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/>

【マスターズ制度参加状況】

平成29年12月1日現在

	未認定	ひとつ星	ふたつ星	マスター	合計	事業者数	制度参加率
東京都	303	2,222	2,967	6,412	11,904	12,849	92.6%
前期	329	2,366	3,060	6,528	12,283	13,363	91.9%
増減	▲ 26	▲ 144	▲ 93	▲ 116	▲ 379	▲ 514	0.7%

※上記以外に15名のひとつ星(代務運転者)がいます。
※増減は前期(平成28年12月1日)との対比で▲は減少を表します。